大学教育における 他人の著作物を含む電子・オンライン教材の 作成と利用に関する

Q&A





Contents

はじめに	
電子・	オンライン教材作成におけるジレンマの克服
Q&A	
0.01	
Q.01	他人の作った図や画像を教材に利用してもいいですか? P.4
Q.02	著作物とは何ですか? 第2条(定義)、第10条(著作物の例示)
Q.03	海外の著作物を日本で教材として利用する場合や日本の著作物を
	海外で教材として利用する場合はどう考えればよいですか? P.6
Q.04	大学などの教育機関での利用でも事前の許諾が必要ですか?
	第35条 (学校その他の教育機関における複製等)
Q.05	購入した DVD やウェブ上の動画を授業で利用できますか?
	第38条 (営利を目的としない上演等)
Q.06	著作権者から許諾を得るとは、具体的にどうすればよいのですか? P.9
Q.07	英文学術雑誌に掲載された図表等を教材として使う場合、許諾は
	どのようにして取得できますか?P.10
Q.08	他人の著作物を含む教材をウェブサイトで配布するには?
	第32条(引用)P.11
Q.09	他人の著作物の図や表に手を加えて使用してもいいですか?
	第20条 (同一性保持権)
Q.10	出所はどのように明示したらいいですか? 第48条(出所の明示)P.13~14
Q.11	著作物を翻訳して教材として利用してもいいですか?
	第43条 (翻訳、翻案等による利用)
Q.12	録画した講義を公開するための著作権処理はどうしたらいいですか? P.16

はじめに

従来の講義は、印刷された教科書や紙の複写物を使い板書により講義内容を説明するというのが一般的でした。今は、プロジェクターとスクリーンの設置など講義室の環境整備が進み、プレゼンテーション用ソフトウェアの普及もあり、電子教材を作成し PC を利用して講義することが普通に行われるようになっています。また、九州大学では、学生 PC 必携化、学内無線 LAN 環境の整備等により、何時でも何処でも時間や場所に制限されることなく電子教材を利用した学習や教育が可能となっています。平成 25 年にMOOC(Massive Open Online Course)の話題で取りざたされるようになった反転授業や融合学習も可能です。電子教材を予習に使い、対面では演習やディスカッション形式の授業をしたり、より深い内容について講義をする等が考えられます。PC の性能向上やプレゼンテーション用ソフトウェアの機能向上により、以前に比べて時間を掛けずに容易に電子教材の作成も可能となりました。しかし一方で、作成した電子教材をインターネット上に置いて学生が見られえるようにするためには、他人の著作物を含む場合には「著作権」侵害とならないように注意が必要です。そこで、大学教員が他人の著作物を含む電子・オンライン教材を作成し利用する場合の「疑問」にお答えする目的でこの冊子が発行されました。

この冊子の初版は、九州大学附属図書館が平成 21 年度の学内教育改革推進助成事業「教育の質向上支援プログラム (EEP)」として実施した「電子・オンライン教材作成支援プログラム」の取組のひとつとして開催した講習会の内容と、参加者との質疑応答が Q&A としてまとめられたものです。 (http://catalog.lib.kyushu-u.ac.jp/recordID/19755)。 EEP の取組み後、電子・オンライン教材の著作権に関する講習会は、平成 23 年度に設置された附属図書館付設教材開発センターが引き継ぎ、学内 FD 活動として、各キャンパスで定期的に開催するようになり、テキストとして本冊子初版が使用されました。その後、参加者のニーズに合わせて、講習会の内容がブラッシュアップされ冊子の内容もリニューアルされ第2版が発行されました。3 年間の講習会における FAQ が追加され、参加者が容易に理解できるよう、内容の整理と図の多用化が図られました。また、学外からの参照も増えたため、冊子のタイトルに「大学教育における」が付加され、発行機関名が「附属図書館付設教材開発センター」に変更されました。今般、第2版の内容を精査し、第3版として発行しました。さらに、大学のグローバル化が謳われるようになり、英語による講義の必要性も増しているため、教材開発センターでは本冊子の英語版を制作しました。

最後に、平成 21 年度から電子・オンライン教材の著作権に関する講習会をご担当いただき、この冊子の発行にご尽力いただきました元医学研究院医学教育学講座教授・吉田素文氏(現国際医療福祉大学大学院医療福祉学研究科教授)に心よりお礼申し上げます。また、教材開発センター主催の電子教材著作権講習会にご参加いただきました皆様には、ご質問等により本冊子の発行にご協力いただきましたことにお礼申し上げます。

平成29年4月 九州大学附属図書館付設教材開発センター センター長 岡田 義広

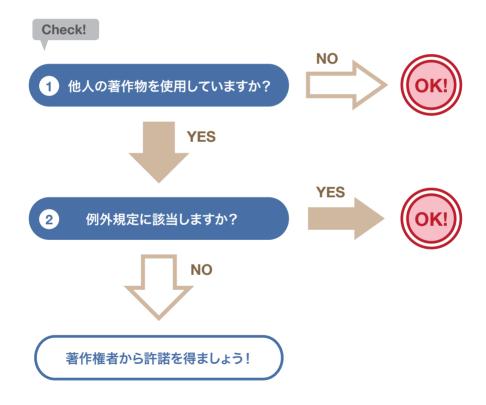
● 電子・オンライン教材作成におけるジレンマの克服

学術情報 ・最新で正確な 佐える ・わかり易く ・記憶に残るように その他の配慮 ・時間、労力、経費 ・社会貢献、倫理性



Q.01 他人の作った図や画像を教材に利用してもいいですか?

著作物は、創作と同時に著作者人格権と著作権(財産権)が発生し、著作権法によって保護されています。従って、他人の著作物を教材の一部として利用する場合、許諾なしに利用できる例外規定(Q.04、Q.05、Q.08 を参照)はありますが、許諾を得るのが原則とされます。また、自分が原稿を執筆し、出版された論文を教材として使用する場合も、著作権(財産権)の一部を学協会や出版社などに譲渡していれば、例外規定に該当しない限り、譲渡先の許諾が必要です。



Q.02 著作物とは何ですか?

著作物とは「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」と著作権法で定義されています。

福岡タワーの高さ 234 メートルといった単なるデータや、創作性がなくありふれたもの、文章などで表現されていないアイディアなどは、著作物から除かれます。

著作権法

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 著作物 <u>思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美</u> 術又は音楽の範囲に属するものをいう。
- 二 著作者 著作物を創作する者をいう。

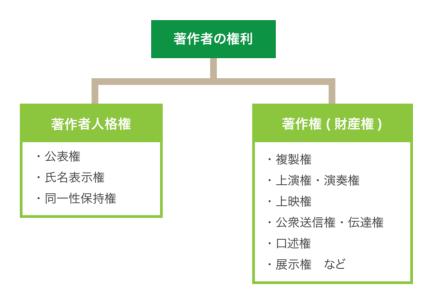
(著作物の例示)

第十条 この法律にいう著作物を例示すると、おおむね次のとおりである。

- 一 小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物
- 二 音楽の著作物
- 三 舞踊又は無言劇の著作物
- 四 絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物
- 五 建築の著作物
- 六 地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型その他の図形の著作物
- 七 映画の著作物
- 八 写真の著作物
- カ. プログラムの著作物

Q.03 海外の著作物を日本で教材として利用する場合や日本の著作物 を海外で教材として利用する場合はどう考えればよいですか?

著作権法の地域的効力はその国の領域内に限られる(属地主義と呼ばれます)、 つまり、著作物が利用される国の著作権法により判断される、と考えられています。



Q.04 大学などの教育機関での利用でも事前の許諾が必要ですか?

大学の対面授業で事前の許諾なしに他人の著作物を教材として利用する場合、例外規定の一つである、著作権法第35条(学校その他の教育機関における複製等)を適用している状態と考えるのが一般的です。しかし、学生が電子教材をウェブサイトから自由にダウンロードできる、いわゆるオンデマンド送信には、同条を適用することができません。その場合はQ.08を参照してください。

「教育機関」での複製の条件

- 1 営利を目的としない教育機関であること
- 2 授業等を担当する教員等やその授業等を受ける学習者自身が複製すること (指示に従って作業してくれる人に頼むことは可能)
- 3 授業の中でその複製物を使用すること
- 4 必要な限度内の部数であること
- 5 すでに公表されている著作物であること
- 6 その著作物の種類や用途などから判断して、著作権者の利益を不当に害しないこと (ソフトウェアやドリルなど、個々の学習者が購入することを想定して販売されているも のをコピーする場合等は対象外)
- 7 慣行があるときは「出所の明示」が必要

▲文化庁「著作権テキスト〜初めて学ぶ人のために〜平成 28 年度」67 ページ, 教育機関での複製(第 35 条第 1 項)

著作権法

(学校その他の教育機関における複製等)

第三十五条 学校その他の教育機関(営利を目的として設置されているものを除く。)において教育を担任する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2 公表された著作物については、前項の教育機関における授業の過程において、当該 授業を直接受ける者に対して当該著作物をその原作品若しくは複製物を提供し、若しく は提示して利用する場合又は当該著作物を第三十八条第一項の規定により上演し、演奏 し、上映し、若しくは口述して利用する場合には、当該授業が行われる場所以外の場所 において当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信(自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。)を行うことができる。 ただし、当該著作物の種類及び用途並びに 当該公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

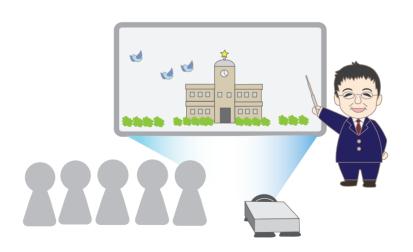
Q.05 購入した DVD やウェブ上の動画を授業で利用できますか?

公表された著作物は、大学の授業や学会の講演等において上映することが できます。

著作権法

(営利を目的としない上演等)

第三十八条 公表された著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金(いずれの名義をもつてするかを問わず、著作物の提供又は提示につき受ける対価をいう。以下この条において同じ。)を受けない場合には、公に上演し、演奏し、上映し、又は口述することができる。ただし、当該上演、演奏、上映又は口述について実演家又は口述を行う者に対し報酬が支払われる場合は、この限りでない。



Q.06 著作権者から許諾を得るとは、具体的にどうすればよいのですか?

方式は問われず、当事者の合意があれば口頭であっても契約は成立することになっていますが、証拠保全の観点から文書でのやりとりが安全でしょう。

「著作物利用許諾願い」の例は、教材開発センターのウェブサイトに掲載しています。

教材開発センター 著作権 Q 検索



また、文化庁官の登録を受けた著作権等管理事業者に著作権を委託された著作物もあります。これらの著作物については、一定の手続きによって許諾が得られます。著作権等管理事業者の登録状況については、文化庁のウェブサイトをご覧下さい。

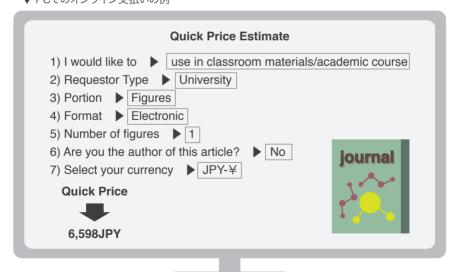
文化庁 著作権等管理事業 Q 検索

Q.07 英文学術雑誌に掲載された図表等を教材として使う場合、許諾 はどのようにして取得できますか?

一部の英文学術雑誌については、以下のように使用許諾と著作権料の支払いをオンラインで済ませられるシステムを利用することができます。ただし、この場合には著作権が出版社にあることが前提となっていますので、著作権の所在には注意して下さい。なお、著作権(財産権)の制限の範囲内(著作権法第30条以下)に該当する場合には、使用許諾を得る必要はなく、著作権料の支払いも不要です。

- 1 九州大学附属図書館ウェブサイト等の文献検索ツールで、利用したい論文のキーワード や著者名等を入力し、検索してください。
- 検索された論文群から目的の論文をクリックしてください。
- **3** 「Get Permissions」あるいは「Reprints and Permissions」等のリンクをクリックすると、Copyright Clearance Center が運営するウェブサイト (RightsLink®等) に移動します。
- 4 プルダウンメニューで、必要な項目を選択すると料金が表示されます。アカウントを作成すれば、そのまま支払いの手続きまでできます。

▼ PCでのオンライン支払いの例



Q.08 他人の著作物を含む教材をウェブサイトで配布するには?

著作権法第35条(学校その他の教育機関における複製等)が適用できないので、同法第32条(引用)を適用させている状態と解釈されるのが一般的です。その要件は以下のとおりです。

「引用」を適用させる要件

- 1 すでに公表されている著作物であること
- 2 他人の著作物を引用する必然性があること
- 3 引用部分が明瞭に区別されていること(引用部分に「」をつけるなど)
- 4 引用の範囲が必要最小限であること
- 5 自分の著作物を主、引用する著作物を従としての主従関係があること
- 6 原則として原形を保持して掲載すること
- 7 原著者の名誉を侵害したり、原著者の意図に反した使用をしたりしないこと
- 8 **出典を明示**すること

著作権法

(引用)

第三十二条 公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない。

2 国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人が一般に周知させることを目的として作成し、その著作の名義の下に公表する広報資料、調査統計資料、報告書その他これらに類する著作物は、説明の材料として新聞紙、雑誌その他の刊行物に転載することができる。ただし、これを禁止する旨の表示がある場合は、この限りでない。

Q.09 他人の著作物の図や表に手を加えて利用してもいいですか?

原著作者がその意に反して改変されない権利である「同一性保持権(著作者人格権の一つ)」を侵害していないかどうかに配慮しましょう。また、改変を伴う引用は認められていないので注意しましょう(15ページの著作権法第43条参照)。



著作権法

(同一性保持権)

第二十条 著作者は、その著作物及びその題号の同一性を保持する権利を有し、その意に反してこれらの変更、切除その他の改変を受けないものとする。

- 2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する改変については、適用しない。
- 第三十三条第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)、第三十三条の二第一項又は第三十四条第一項の規定により著作物を利用する場合における用字又は用語の変更その他の改変で、学校教育の目的上やむを得ないと認められるもの
- 二 建築物の増築、改築、修繕又は模様替えによる改変
- 三 特定の電子計算機においては利用し得ないプログラムの著作物を当該電子計算機において利用し得るようにするため、又はプログラムの著作物を電子計算機においてより効果的に利用し得るようにするために必要な改変
- 四 前三号に掲げるもののほか、著作物の性質並びにその利用の目的及び態様に照らし やむを得ないと認められる改変

Q.10 出所はどのように明示したらいいですか?

引用部分を明確にした上で、誰のどの著作物であるかを表示する必要があります。 なお、出典の明示方法は各学問分野の慣行も参照して下さい。

▼ 出所(出典)の明示例

1. 文献の場合

Motofumi Yoshida, Cancer Research, 54(17), pp.4691-4697, 1994

著者名 雑誌名 巻号 ページ 刊行年

2. 図書の場合

岡田義広「電子教材の開発」ICER 出版、第 2 版、120ページ、2016 年

<u> 著</u>者名 図書名 発行所名 巻/版数 ページ 発行年

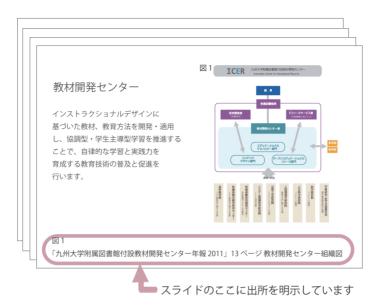
3. ウェブサイトの場合

http://www.icer.kyushu-u.ac.jp/flow, 教材支援 撮影・公開について,

URL タイトル

九州大学附属図書館付設教材開発センター, 2016/09/15

ウェブサイト名 閲覧年月日



著作権法

(出所の明示)

第四十八条 次の各号に掲げる場合には、当該各号に規定する著作物の出所を、その複製又は利用の態様に応じ合理的と認められる方法及び程度により、明示しなければならない。

- 一 第三十二条、第三十三条第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)、第三十三条の二 第一項、第三十七条第一項、第四十二条又は第四十七条の規定により著作物を複製する場合
- 二 第三十四条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二、第三十九条第一項、第四十条第一項 若しくは第二項又は第四十七条の二の規定により著作物を利用する場合
- 三 第三十二条の規定により著作物を複製以外の方法により利用する場合又は第三十五条、第三十六条第一項、第三十八条第一項、第四十一条若しくは第四十六条の規定により著作物を利用する場合において、その出所を明示する慣行があるとき。
- 2 前項の出所の明示に当たつては、これに伴い著作者名が明らかになる場合及び当該著作物が無名のものである場合を除き、当該著作物につき表示されている著作者名を示さなければならない。
- 3 第四十三条の規定により著作物を翻訳し、編曲し、変形し、又は翻案して利用する場合には、前二項の規定の例により、その著作物の出所を明示しなければならない。

Q.11 著作物を翻訳して教材として利用してもいいですか?

引用の範囲内であれば事前の許諾なしに翻訳可能です(著作権法第 43 条 1, 2 号)。



著作権法

(翻訳、翻案等による利用)

第四十三条 次の各号に掲げる規定により著作物を利用することができる場合には、当該各号に掲げる方法により、当該著作物を当該各号に掲げる規定に従って利用することができる。

- 一 第三十条第一項、第三十三条第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)、第三十四条 第一項又は第三十五条 翻訳、編曲、変形又は翻案
- 二 第三十一条第一項第一号若しくは第三項後段、第三十二条、第三十六条、第三十七条第一項若 しくは第二項、第三十九条第一項、第四十条第二項、第四十一条又は第四十二条 翻訳
- 三 第三十三条の二第一項 変形又は翻案
- 四 第三十七条第三項 翻訳、変形又は翻案
- 五 第三十七条の二 翻訳又は翻案

Q.12 録画した講義を公開するための著作権処理はどうしたらいいですか?

まずは、事前にスライドに他人の著作物がないかチェックし、自作するか引用に 適用させる、もしくは許諾を得るといった処理をします。すでに録画した講義動 画に許諾を得る必要のある他人の著作物が映っていた場合は、動画の編集によっ て処理することもできます。



「映像の使用に関する協力依頼ならびに同意書」の例は、教材開発センターのウェブサイトに掲載しています。



参考

著作者が自分の著作物を他人に自由に使って良いですよと意思表示したマークがあるのをご存知ですか?

▼ クリエイティブ・コモンズ・ライセンス



詳細は、クリエイティブ・コモンズ・ジャパンのウェブサイトをご覧ください。



▼ 文化庁 自由利用マーク



詳細は、文化庁のウェブサイトをご覧下さい。



参考

各団体や出版社が出しているガイドラインは、教材開発センターのウェブサイト、「著作権について」の著作権情報リンク集で紹介しています。

教材開発センター 著作権 Q 検索

大学教育における他人の著作物を含む電子・オンライン教材の 作成と利用に関する Q & A

2011年3月第1版発行 2014年3月第2版発行 2017年4月第3版英語版発行 2017年4月第3版発行

編集・発行 九州大学附属図書館付設教材開発センター ホームページ http://www.icer.kyushu-u.ac.jp



- Q.01 他人の作った図や画像を教材に利用してもいいですか?
- Q.02 著作物とは何ですか?
- Q.03 海外の著作物を日本で教材として利用する場合や日本の著作物を海外で教材として利用する場合はどう考えればよいですか?
- Q.04 大学などの教育機関での利用でも事前の許諾が必要ですか?
- Q.05 購入した DVD やウェブ上の動画を授業で利用できますか?
- Q.06 著作権者から許諾を得るとは、具体的にどうすればよいのですか?
- Q.07 英文学術雑誌に掲載された図表等を教材として使う場合、許諾はどのように して取得できますか?
- Q.08 他人の著作物を含む教材をウェブサイトで配布するには?
- Q.09 他人の著作物の図や表に手を加えて使用してもいいですか?
- Q.10 出所はどのように明示したらいいですか?
- Q.11 著作物を翻訳して教材として利用してもいいですか?
- Q.12 録画した講義を公開するための著作権処理はどうしたらいいですか?